

さ情審査答申第223号
令和4年9月26日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成28年3月24日付けで貴委員会から受けた、「情報管理者（校長）向け実施手順書（市立学校版）、教職員向け実施手順書（市立学校版）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年1月21日付け教学教研第1988号により、さいたま市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消しと、「条例第7条第7号に該当するとしたID・パスワード及び条例第7条第5号に該当するとした教職員向け実施手順書の10不正ソフトウェアからの保護の10-4感染時の対応」以外の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によれば以下のとおりである。

- (1) 条例第7条第7号の不開示理由は、あたかも請求者が反社会的行為を行い、また反社会的行為を行う者であるかの理由であり取り消しを求める。

- (2) 本件不開示情報は条例第7条第5号及び第7号に該当しない。不開示理由の不立証。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件は、「情報管理者（校長）向け実施手順書（市立学校版）及び教職員向け実施手順書（市立学校版）」の開示請求があり、「情報管理者（校長）向け実施手順書（市立学校版）（平成26年5月14日改定）（以下「情報管理者（校長）向け実施手順書」という。）」及び「教職員向け実施手順書（市立学校版）（平成26年5月14日改定）」（以下「教職員向け実施手順書」という。）を対象行政情報と特定し、条例第7条第5号及び第7号に該当する情報について不開示とする決定を行ったものである。
- 2 さいたま市では、「さいたま市情報セキュリティポリシー」という、情報資産を内外の脅威から守り、安全に情報システムを運用していくための方針体制対策等を総合的、体系的かつ具体的に取りまとめた情報セキュリティ対策の頂点に位置するものがあり、この「さいたま市情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策をどのように実施していくのかを具体的に定めた「セキュリティ実施手順」を規定することになっており、市立学校版として情報管理者（校長）向けと教職員向けに策定した実施手順書が今回開示対象となった文書である。
- 3 不開示とする決定を行った理由は、以下のとおりである。
 - (1) 開示することによる具体的な脅威があるため
 - ア 情報管理者（校長）向け実施手順書「7 執務室及び管理区域の入退室管理」及び教職員向け実施手順書「5 入退室」については、情報資産の重要度に基づき場所を区分した「管理区域」について規定している。

これを開示すると、情報セキュリティ区画から学校に置ける情報資産の所在が推測され、個人情報及び危険物の盗難等の標的となるおそれが高まる不利益があることから、不開示理由を「さいたま市情報公開条例第7条第7号該当 当該情報が悪用されると、公共の安全と秩序を脅かす反社会的行為が引き起こされるおそれのある情報のため」としたものである。
 - イ 教職員向け実施手順書「6 端末管理」については、端末名称及びその取扱いが規定されている。

これを開示すると、端末名称から具体的な情報資産のアクセス手段

や保管場所が容易に推測され、情報資産が侵入や窃盗の標的となるおそれが高まることから、不開示理由を「さいたま市情報公開条例第7条第5号該当 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれのある情報のため」としたものである。

ウ 教職員向け実施手順書「10 不正ソフトウェアからの保護」については、不正ソフトウェア、いわゆるコンピュータウイルスからの保護が規定されている。

これを開示すると、不正ソフトウェアからの保護の規定から推測して不正ソフトウェアを侵入させることにより、個人情報等の流出のおそれが高まることから、不開示理由を「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれのある情報のため」としたものである。

エ 教職員向け実施手順書「13 市が管理するパソコンにおける電子メールのセキュリティ」及び「14 市が管理する端末からのインターネットの使用」については、禁止事項及び使用制限が規定されている。

これを開示すると、電子メール及びインターネットの使用に係る規定から推測して不正なプログラムを市に侵入させ、情報を盗み出すことにより、情報資産の流出のおそれが高まるため、不開示理由を「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれのある情報のため」としたものである。

オ 情報管理者（校長）向け実施手順書「情報資産台帳記入例」については、保存形態、保存場所が記載されている。

これを開示すると、保存形態、保存場所の記入例から市立学校における一般的な情報資産の保存形態、保存場所が推測され、個人情報及び危険物が盗難等の標的となるおそれが高まることから、「さいたま市情報公開条例第7条第7号該当 当該情報が悪用されると、公共の安全と秩序を脅かす反社会的行為が引き起こされるおそれのある情報のため」としたものである。

カ その他については、「別表1 情報管理者（校長）向け実施手順書（市立学校版） 開示しない部分」及び「別表2 教職員向け実施手順書（市立学校版） 開示しない部分」のとおりである。

(2) 「さいたま市情報セキュリティポリシー」の不開示部分であるため

「情報管理者（校長）向け実施手順書」については、「1 本書について」に「本書は、「さいたま市情報セキュリティポリシー」（平成15年3月31日策定）に定められている「情報管理者向け実施手順書」に基づき、情報管理者（校長）の権限及び責任を具体的に実行するため、さいたま市立学校（以下「市立学校」という。）情報管理者用として内容を補充し、その手法等を示したものである。」と記載されている。

また、「教職員向け実施手順書」については、「1 本書について」に「本書は、「さいたま市情報セキュリティポリシー」（平成15年3月31日策定）で定めた「職員向け実施手順書」に基づき、教職員等の権限及び責任を具体的に実行するため、さいたま市立学校（以下「市立学校」という。）教職員用として内容を補充し、示したものである。」と記載されている。

そのため、さいたま市情報セキュリティポリシーについての「実施機関が本件処分において不開示とした行政情報は、具体的な情報セキュリティ対策の内容が含まれ、当該行政情報を公にすることは、セキュリティ対策の手のうちをさらけ出すこととなり、その結果セキュリティ対策が脆弱化し、市の行政運営に重大な支障をきたすとともに、市民生活の安全に支障をきたすおそれがある。したがって条例第7条第5号及び第7号に該当するとして当該行政情報を不開示とした本件処分は妥当である。」とのさいたま市情報公開・個人情報保護審査会答申（平成25年10月21日さ情審査答申第103号）を踏まえ、該当する部分のうち、管理区域、端末、電子媒体及びネットワーク等に係る部分を不開示としたものである。

なお、ICT政策課は、「情報セキュリティ対策基準」の一部、「情報セキュリティ実施手順」について、より具体的な情報セキュリティ対策および手順を定めており、公開すると市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがある情報であることから非公開としている。

そのため、不開示部分を開示することは、非公開の内容を推測されることにつながるものである。

- 4 審査請求人の「条例第7条第7号の不開示理由について、あたかも請求者が反社会的行為を行い、又反社会的行為を行う者であるかの理由であり」との主張について

この不開示理由は、「ハンドブック（平成28年1月改訂版）—情報公開・個人情報保護—」132ページの「7【第7条第7号公共の安全と秩序の維持に関する情報】に該当する具体的内容の例示（不開示情報）」から引用したものである。

これは、開示した場合、その情報が悪用され、公共の安全と秩序を脅かす

反社会的行為が引き起こされるという不利益があることから、不開示理由を「当該情報が悪用されると、公共の安全と秩序を脅かす反社会的行為が引き起こされるおそれのある情報のため」としたものであり特段審査請求人に向けてというものではないため、取消す必要はないものとする。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が2016年1月7日付けで行政情報開示請求を行った「情報管理者（校長）向け実施手順書、教職員向け実施手順書」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、情報管理者（校長）向け実施手順書（以下「手順書①」という。）教職員向け実施手順書（以下「手順書②」という。）を特定し、条例第7条第5号及び第7号に該当すると判断した部分を不開示とする一部開示決定を行った。

それに対し審査請求人は、不開示とした部分は、条例第7条第5号及び第7号に該当しないとして不開示部分の開示を、また条例第7条第7号の不開示理由については、あたかも請求者が反社会的行為を行い、又反社会的行為を行う者であるかの理由であるとして、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 条例第7条第5号及び第7号について

条例第7条第5号は、市が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、同号アからオまでに規定するおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、また、第7号は、公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報をそれぞれ不開示とすることを規定している。

(2) 手順書①は、本文冒頭に「本書は、「さいたま市情報セキュリティポリシー」（平成15年3月31日策定）に定められている「情報管理者向け実施手順書」に基づき、情報管理者（校長）の権限及び責任を具体的に実行するため、さいたま市立学校（以下「市立学校」という。）情報管理者用として内容を補充し、その手法等を示したものである。これにより、市立学校におけるネットワーク及び情報機器等の運用管理並びに電子的情報の管理について必要かつ具体的な事項を定め、本市における教育の情報化を推進するとともに、情報セキュリティの確保を図り、市立学校に対する市民の信頼を維持・向上することに努めなければならない」と書かれ

ている。また、手順書②は、本文冒頭に「本書は、「さいたま市情報セキュリティポリシー」（平成15年3月31日策定）で定めた「職員向け実施手順書」に基づき、教職員等の権限及び責任を具体的に実行するため、さいたま市立学校（以下「市立学校」という。）教職員用として内容を補充し、示したものである。これにより、市立学校におけるネットワーク及び情報機器等の運用管理並びに電子的情報の管理について必要な具体的な事項を定め、本市における教育の情報化を推進するとともに、情報セキュリティの確保を図り、市立学校に対する市民の信頼を維持・向上することに努めなければならない」と書かれている。

- (3) 実施機関が、本件処分において不開示とした部分は、具体的な情報セキュリティ対策の内容や対策のための詳細な手順が記載されており、当該不開示部分を公にすることは、セキュリティ対策の手のうちをさらけ出すこととなり、その結果セキュリティ対策が脆弱化し、情報の流出を引き起こしかねず、行政運営に重大な支障をきたすとともに、公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第5号及び第7号に該当するとして、実施機関が当該行政情報を一部不開示とした本件処分は妥当である。

- (4) なお、あたかも請求者が反社会的行為を行い、又反社会的行為を行う者であるかの理由であるから取消しを求めるといふ審査請求人の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、上記審査会の判断に影響を及ぼすものでもない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第1のとおり、答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 3月25日	諮問の受理（諮問第421号）
②	平成28年 4月28日	実施機関から理由説明書を受理
③	令和 4年 6月16日	審議
④	令和 4年 7月14日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和 4年 9月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)